

2024年11月15日

こども家庭審議会 第4回成育医療等分科会への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
理事 藤井智佳子

産後ケア事業の更なる充実と効果的な実施体制を構築するため、以下2点意見を提出いたします。

1. 産後ケア事業と地域の子育て機関との連携強化について

産後ケア事業が子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、ユニバーサルな支援として拡充されることは非常に喜ばしいことです。この機会を活かし、地域の子育て機関との連携を強化することで、より効果的な支援体制を構築できると考えます。

新たに設置されたこども家庭センターと地域子育て相談機関は、地域のすべての家庭にとって身近な相談機関として大きな期待を集めています。地域子育て相談機関の担い手である地域子育て支援拠点は、産前から利用可能な施設として、日常的に地域の子育て家庭と接点を持ちきめ細かな支援を提供しています。

このような地域の子育て機関と産後ケア事業が連携することで、産後ケア事業の周知が強化され、産後ケア事業利用後も、中学校区ごとに設置されている地域子育て支援拠点を通じて継続的な支援を提供できるため、長期的な子育て支援の実現が可能となります。これらの連携強化により、切れ目のない支援体制が構築され、より多くの家庭に適切な支援を届けることができると考えます。

2. 産後ケア事業をサポートする他事業の拡充について

(資料「産後ケア事業について」5. 産後ケアに関する事項の追加)

産後ケア事業は、専門職と地域の方々による連携によってより強化されると考えます。

近年、女性の産後うつ対策だけでなく、父親のうつの問題も顕在化してきており、産後ケア事業に加えて、家族や地域のサポートとともに子育てをスタートすることが重要です。

現在、家事支援等で家庭に入れる事業としては、養育支援訪問事業があり、その中で多胎児家庭への支援等も行われていますが、対象者が限定的です。より包括的かつユニバーサルな支援体制を構築するためには、産前産後ヘルパー事業等の活用が効果的であると考えます。

産前産後ヘルパー事業は自治体独自の判断で実施されているケースが多く、地域間での支援の格差が生じています。全国的に均質な支援体制を構築し、より多くの家庭が必要な支援を受けられるよう、国庫補助事業として検討いただけるよう要望します。

以上